

大阪市青少年指導員活動交付金此花区実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市青少年指導員活動交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に基づき、此花区における大阪市青少年指導員活動交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(算定基準額)

第2条 交付要綱第4条第2項に基づき、算定基準額を別表のとおり定める。

(軽微な変更)

第3条 交付要綱第8条第1項第1号における軽微な変更は次のとおりとする。

- (1) 事業開催日の変更
- (2) 支出内容の変更

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日より施行する。ただし、この要領の施行の際、現になされている交付申請及び決定等に関する行為については、当該交付要綱の規定に基づいてなされたものとみなす。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。ただし、この要領の施行の際、現になされている交付申請及び決定等に関する行為については、当該交付要綱の規定に基づいてなされたものとみなす。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この要領の施行の際、現になされている交付申請及び決定等に関する行為については、当該交付要綱の規定に基づいてなされたものとみなす。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。ただし、この要領の施行の際、現になされている交付申請及び決定等に関する行為については、当該交付要綱の規定に基づいてなされたものとみなす。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。ただし、この要領の施行の際、現になされている交付申請及び決定等に関する行為については、当該交付要綱の規定に基づいてなされたものとみなす。

別表（第2条関係）

対象活動	具体的な活動内容	算定基準額（円）
(1) 青少年非行防止に関する啓発活動	街頭啓発	上限額 633,000 円
(2) 青少年指導ルーム活動	夜間巡視(指導ルーム)等	
(3) 青少年健全育成に関連するイベントへの協力	キャンプ・一泊研修	
	冬のアウトドアスクール	
	釣り大会	
	区スポーツ大会	
	各講習会（けん玉講習会等）	
	その他	
(4) 青少年指導員の研修や会議等への参加	研修・会議の開催 研修・会議への参加	
(5) 青少年指導員の担い手育成に関する活動		
(6) 事務費	委嘱業務にかかる事務 ・定例会議資料印刷経費等	(1)～(5)の交付対象経費の総額の10%までとする。

※他の補助事業対象経費は、除くものとする。